

## 住宅宿泊事業法第7条の外国人旅行者の快適性及び利便性確保について

富山県 観光・交通・地域振興局 観光振興室

### 1. はじめに

住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者は、外国人観光旅客である宿泊者を受け入れる場合には、その者の快適性及び利便性の確保を図るため必要な措置を講じなければいけません（住宅宿泊事業法第7条、第36条）。

### 2. 必要な措置とは(国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第2条)

- (1) 外国語を用いて、届出住宅の設備の使用方法に関する案内をすること。
- (2) 外国語を用いて、移動のための交通手段に関する情報を提供すること。
- (3) 外国語を用いて、火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内をすること。
- (4) 上記のもののほか、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置

### 3. 必要な措置(3)記載例

緊急時各種連絡先 (Emergency Call)

警察 (Police)	1 1 0
消防 (Fire)	1 1 9
救急車 (Ambulance)	1 1 9
住宅宿泊管理業者※ (Certified Private Lodging Administrator*)	0 7 6 - 〇〇〇 - × × × ×

※24時間英語対応可能

\*English-speaking operator on duty 24/7

#### 4. その他

##### (1) お役立ちリンク

- 消防庁 訪日外国人のための救急車利用ガイド  
[http://www.fdma.go.jp/html/life/gaikokujin\\_kyukyusya\\_guide/index.html](http://www.fdma.go.jp/html/life/gaikokujin_kyukyusya_guide/index.html)
- 観光庁 観光・宿泊施設向け自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン  
<http://www.mlit.go.jp/common/001058526.pdf>
- 観光庁 訪日外国人旅行者受入可能な医療機関のウェブサイト  
[http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi\\_guide.html](http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html)
- 県医務課 とやま医療情報ガイド（外国語対応医療機関情報）  
<http://www.qq.pref.toyama.jp/qq16/qqport/kenmintop/>

##### (2) 富山県の観光パンフレットの相談・請求先

###### 日本人旅行者向け

公益社団法人 とやま観光推進機構

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 県庁南別館 3F

TEL: 076-441-7722 FAX: 076-431-4193

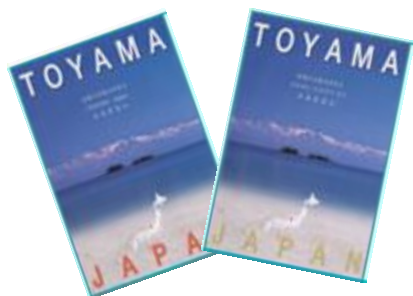
###### 外国人旅行者向け

富山県 観光・交通・地域振興局 観光振興室 国際観光班

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 県庁南別館 3F

TEL: 076-444-8752 FAX: 076-444-4404

##### <パンフレット一例>



日本には富山がある TOYAMA JAPAN

英語・中国語（簡体字）版

韓国・中国語（繁体字）版

（※3月下旬改訂予定）